

[事案 2020-212] 介護保険金等支払請求

・令和3年5月12日 裁定不調

<事案の概要>

責任開始日前に発病していたことを理由に、介護保険金等が支払われなかったことを不服として、保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が認知症で要介護3に認定されたため、平成28年6月に契約した終身介護保障保険（被保険者：祖母、契約者：祖父、保険金・給付金受取人：申立人）にもとづき、介護保険金と介護給付金を請求したが、責任開始日前に発病していたとして、支払われなかった。しかし、以下の理由により、介護保険金および介護給付金を支払ってほしい。

(1)加入時に被保険者が認知症であることを知っている募集人から、「認知症であったとしても、公的な認定を受けていなければ加入でき、その後、公的な認定を受ければ保険金が支払われる。」と説明された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)被保険者は、責任開始日前に器質性認知症と診断確定されており、約款に定める支払非該当事由にあたる。
(2)募集人は、申立人が主張するような説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、契約者および申立人の親権者母に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。